

平成 27 年 3 月 19 日改訂版

認証申請案内

国土交通省 北陸信越運輸局
新潟運輸支局 検査整備保安部門

1 . 認 証 の 申 請 案 内

国土交通省 北陸信越運輸局
新潟運輸支局 検査整備保安部門

1 . 自動車分解整備事業の認証制度

- (1) 自動車分解整備事業は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）の分解整備を行う事業です。【道路運送車両法第77条】
- (2) 「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置（クラッチ、トランスミッション等）、走行装置（フロント・アクスル、リヤ・アクスル等）、操縦装置（かじ取り装置のギヤ・ボックス等）、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造をいいます。【道路運送車両法第49条・同施行規則第3条】
- (3) 自動車の分解整備を行うには、自動車の構造、装置に関する高度な知識並びに整備をするための設備及び技術が必要です。また、分解整備を適切に行うことが自動車の安全確保及び公害防止の一翼を担っています。したがって、自動車の分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を取得しなければならないという自動車分解整備事業の認証制度が設けられています。

2 . 認証基準の概要

- (1) 自動車の分解整備事業を営むするには、自動車の分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受けなければなりません。【道路運送車両法第78条】

1 . 普通自動車分解整備事業の対象とする自動車の種類の範囲

- ・普通自動車（大型） 普通自動車のうち、車両総重量が8 t以上、最大積載量が5 t以上又は乗車定員30人以上のもの
- ・普通自動車（中型） 普通自動車のうち、車両総重量が8 t未満、最大積載量が2 tを超え5 t未満又は乗車定員11人以上29人以下のもの
- ・普通自動車（小型） 普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの又は特種の用途に供するものであって、普通自動車（大型、中型）以外のもの
- ・普通自動車（乗用） 普通自動車のうち、普通自動車（大型、中型、小型）以外のもの
- ・小型四輪自動車
- ・大型特殊自動車

2 . 小型自動車分解整備事業の対象とする自動車の種類の範囲

- ・小型四輪自動車 ・小型二輪自動車 ・小型三輪自動車 ・軽自動車

3 . 軽自動車分解整備事業の対象とする自動車の範囲

- ・軽自動車

(2)特定の部品専門の認証を受ける場合には、次の装置の種類ごとに、業務の範囲を限定することとなります。【道路運送車両法施行規則第57条・別表4・5】

装置の種類	特定の部品の例
(1)原動機	エンジン
(2)動力伝達装置	クラッチ(二輪は除く)、トランスミッション、プロペラ・シャフト、デファレンシャル
(3)走行装置	フロント・アクスル(二輪車は除く)、前輪独立懸架装置(ストラットを除く)、リア・アクスル・シャフト(二輪車は除く)
(4)操縦装置	ギヤ・ボックス、リンク装置の連結部、かじ取りホーク
(5)制動装置	マスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪は除く)、ディスク・キャリパ、ブレーキ・シュー(二輪に限る)
(6)緩衝装置	シャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く)
(7)連結装置	キングピン、ルネットアイ、ピントルフック、その他連結装置(トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く)

3. 認証の基準

主な基準としては、人員、工場面積、作業機械等であり、申請者が後述する欠格事項に該当していないこととなっています。

(1) 人員に関する基準

整備主任者の選任

【道路運送車両法第91条の3

・ 同施行規則第62条の2の2】

事業者自ら整備主任者となる場合のほか、分解整備の行われる事業場ごとに整備主任者を選任することが必要です。

— [整備主任者の資格要件] —

整備主任者になるための資格要件としては、自動車整備士の技能検定で一級又は二級整備士(ガソリン・ディーゼル・2輪(原動機以外の特定認証であれば2級シャシも可)のいずれか)の取得が必要です。

従業員の確保

【道路運送車両法第80条・同施行規則第57条】

整備主任者の他に分解整備に従事する従業員が最低でも1人必要です。

整備士の保有数

【道路運送車両法第80条

・ 同施行規則第57条】

整備主任者を含めた分解整備に従事する人員のうち、右表の区分に応じ、自動車整備士技能検定規則に基づく整備士(一級、二級又は三級整備士試験に合格した者)を保有していなければなりません。

— [整備士の保有数] —

自動車分解整備に従事する人 (整備主任者を含む)	整備士数
2人から 4人まで	1人
5人から 8人まで	2人
9人から 12人まで	3人
：	：

(2) 工場面積の基準

【道路運送車両法第80条
・ 同施行規則第57条】

対象とする自動車及び装置の種類により
作業場等の面積が規定されています。

〔別添1〕

特に屋内作業場については、右記事項
について注意が必要です。

〔注意〕

車両整備作業場及び点検作業場の
天井の高さは、作業するのに十分
な高さを有していること。

屋内作業場の床面は、平滑に舗装
されていること。

屋内作業場及び車両置場は同一敷
地内に有ること。

(3) 作業機器等に関する基準

【道路運送車両法第80条
・ 同施行規則第57条】

対象とする自動車及び装置の種類により
最小限のものを備えることが必要です。

〔別添2・3〕

また、作業機器等の性能についても、一
定の要件があります。〔別添4〕

〔注意〕

検車装置はピット、検車台、オート
・リフト等を言い、ガレージ・ジャ
ッキは検車装置としては認められま
せん。(ガレージ・ジャッキは作業
機器です。)

(4) 申請者が適格か否か

【道路運送車両法第80条】

申請者が次に該当してはいけません。

道路運送車両法(抜粋)

第80条第1項 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するとき
は、自動車分解整備事業の認証をしなければならない。

(1) 略

(2) 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を
受けることがなくなった日から2年を経過しない者

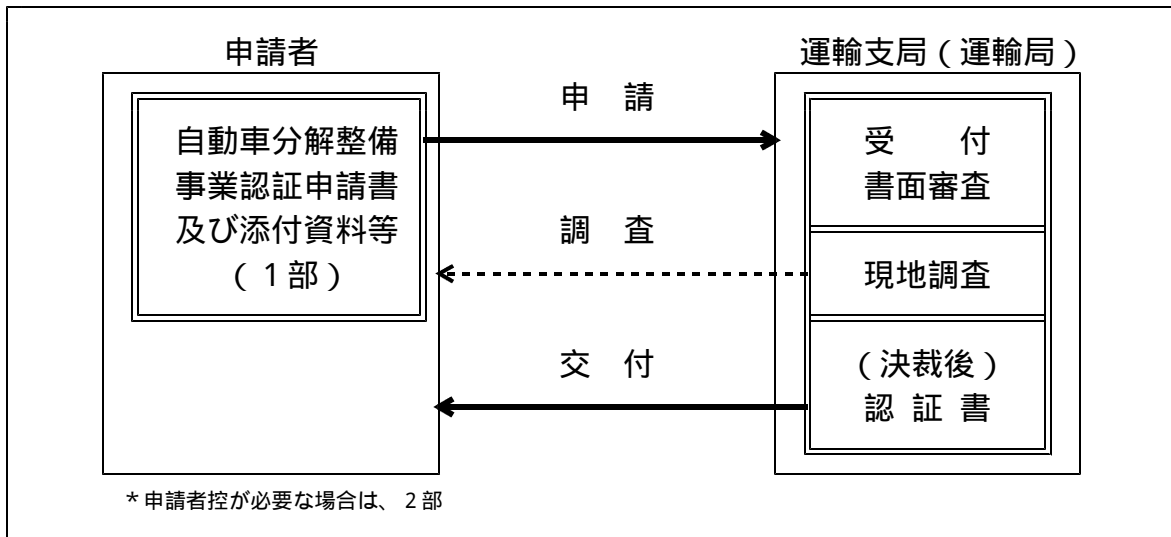
ロ 第93条の規定による自動車分解整備の取消しを受け、その取消しの日か
ら2年を経過しない者(当該認証を取り消された者が法人である場合におい
ては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第103条第2項の公
示の日前60日以内に当該法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、こ
れと同等以上の職権又は支配力を有するものも含む。二において同じ。)で
あった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人
であって、その法定代理人がイ、ロ又は八のいずれかに該当するもの

ニ 法人であって、その役員のうちイ、ロ又は八のいずれかに該当する者が
あるもの

4 . 認証の申請手順等

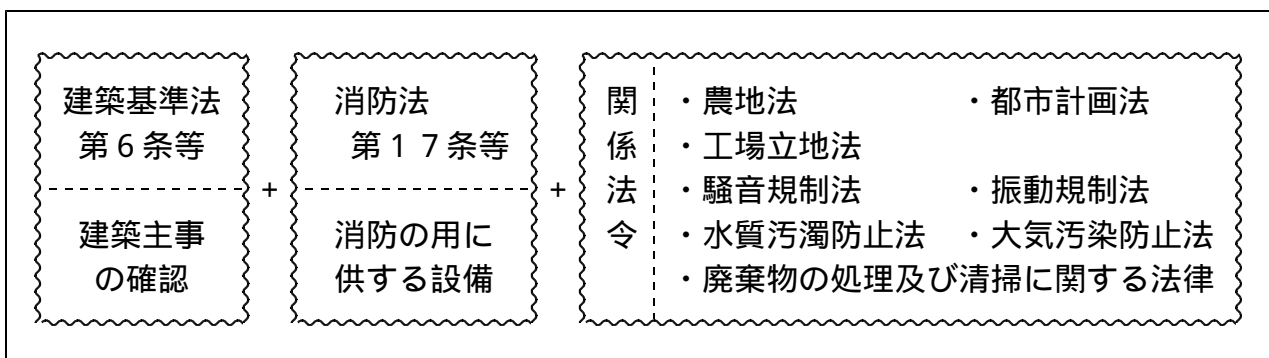
- (1) 申請書類は、運輸支局（運輸局）で受付、審査し、現地調査後に認証されます。
 【道路運送車両法第79条・同施行規則第66条】



- (2) 提出書類【道路運送車両法第79条】(別紙参照)
- 申請書
- ア 自動車分解整備事業の新規認証申請書(第1号様式)
- 添付資料等
- ア 申請者を特定できる書面
- イ 申請に係る事業場の所在地を証する書面
- ウ 作業場等平面図
- エ CO・HCテストの技術基準適合証
- 整備主任者(選任・変更)届出書(第5号様式)

5 . 関係法令

土地・建物を自動車整備工場として使用する場合には、建築基準法及び消防法その他関係法令により制限等の基準が定められていますので注意が必要です。最寄りの関係行政機関へ相談するなどして、事前に問題が無いことを確認して下さい。



2 . 認証の申請書の作成

1 . 関係書類

- (1) 申請書等は、別紙（認証関係申請（届出）添付資料等一覧表）を参考に該当する関係書類を作成し、運輸支局へ提出して下さい。
- (2) 部数は1部（自動車分解整備事業の証明願は2部）ですが、事業者控えが必要な場合は2部用意して下さい。

2 . 変更（追加）書類及び変更届

認証後に、次の事項に該当した（する）場合には、変更（追加等）申請及び変更届が必要となりますので、事案が発生した場合又は発生する場合は、早めに運輸支局に相談して下さい。

- (1) 変更（追加等）申請
 - 事業の種類の変更（追加、減縮）
 - 対象自動車の変更（追加、減縮）
 - 対象とする装置の種類の変更（追加、減縮）
 - 業務範囲の変更（限定、解除）
- (2) 変更届（事由が生じた日から30日以内に届け出るもの）
 - 事業者の氏名又は名称
 - 事業者の住所
 - 事業場の所在地
 - 屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さ
 - 法人の役員の氏名
 - 事業の相続
 - 事業の合併
 - 事業の分割
 - 事業の譲渡
 - 事業の廃止
- (3) 変更届（事由が生じた日から15日以内に届け出るもの）
 - 事業場の名称
 - 整備主任者の選任（追加）
 - 整備主任者の氏名の変更
 - 整備主任者の解任

認証関係申請(届出)添付資料等一覧表

別紙

申請又は届出事項 提出又は添付する書面	新規認証	事業の種類の変更	対象とする自動車の種類及び装置に種類の変更	業務の範囲の変更	相続・合併・分割	譲渡	事業者名又は住所の変更	事業場名の変更	事業場所在地の変更	役員の変更	屋内作業場(面積又は間口若しくは奥行きの長さ)の変更	自動車分解整備事業の廃止	整備主任者の選任(解任)	整備主任者の氏名の変更	自動車分解整備事業の証明願
自動車分解整備事業の新規認証申請書(第1号様式)															
自動車分解整備事業の変更届出(申請)書(第2号様式)															
自動車分解整備事業の廃止届出書(第4号様式)															
整備主任者(選任・変更)届出書(第5号様式)															
自動車分解整備事業の証明願(第6号様式)															
一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面 1		()	()	()											
申請者及び役員を特定できる書面 2															
事業場の所在地を証する書面 3															
作業場等平面図 4		()	()	()											
氏名又は名称(役員)及び住所について変更された事項を証する書面 5															
相続、合併及び分割の事実を証する書面 6															
譲渡の事実を証する書面 7															
1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面 8															
氏名の変更を証する書面 9															
交付を受けている認証書															

- 1 自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の写し若しくは自動車検査用機械器具の技術基準適合証明番号標(証明番号標)、自動車検査用機械器具検査番号標(検査番号標)の写真【ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を対象とするものに限る】
- 2 申請者が法人にあっては商業登記簿謄本等、申請者が個人にあっては住民票等
- 3 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証の写し等
- 4 作業場等のレイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載した図面
- 5 申請者が法人にあっては商業登記簿謄本等、申請者が個人にあっては住民票等
- 6 商業登記簿謄本等
- 7 譲渡証明書等
- 8 技能検定合格証書の写し、技能検定合格証明書の写し、自動車整備士技能者手帳の写し等
- 9 戸籍抄本等

別表第4(第57条関係)

事業の種類	分解整備の種類		屋内作業場の規模の基準				車両置場の規模の基準		
	対象とする自動車の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場			
			間口	奥行		間口	奥行	間口	奥行
普通自動車分解整備事業	普通自動車(車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。)	原動機	5 ^尺 以上	13 ^尺 以上	12平方 ^尺 以上	5 ^尺 以上	13 ^尺 以上	3.5 ^尺 以上	11 ^尺 以上
		動力伝達装置	5 ^尺 以上	12 ^尺 以上	7平方 ^尺 以上	5 ^尺 以上	12 ^尺 以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
	連結装置	3.5 ^尺 以上	12.5 ^尺 以上	7平方 ^尺 以上	3.5 ^尺 以上	12.5 ^尺 以上			
	大型特殊自動車又は普通自動車(最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。)	原動機	5 ^尺 以上	10 ^尺 以上	12平方 ^尺 以上	5 ^尺 以上	10 ^尺 以上	3.5 ^尺 以上	8 ^尺 以上
		動力伝達装置	5 ^尺 以上	9 ^尺 以上	7平方 ^尺 以上	5 ^尺 以上	9 ^尺 以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
	連結装置	3.5 ^尺 以上	9.5 ^尺 以上	7平方 ^尺 以上	3.5 ^尺 以上	9.5 ^尺 以上			
	普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもの限り、上2欄に掲げるものを除く。)	原動機	4.5 ^尺 以上	8 ^尺 以上	10平方 ^尺 以上	4.5 ^尺 以上	8 ^尺 以上	3 ^尺 以上	6 ^尺 以上
		動力伝達装置	4.5 ^尺 以上	7 ^尺 以上	6平方 ^尺 以上	4.5 ^尺 以上	7 ^尺 以上		
走行装置									
操縦装置									
制動装置									
緩衝装置									
連結装置	3 ^尺 以上	7.5 ^尺 以上	6平方 ^尺 以上	3 ^尺 以上	7.5 ^尺 以上				
普通自動車(上3欄に掲げるものを除く。)	原動機	4 ^尺 以上	8 ^尺 以上	8平方 ^尺 以上	4 ^尺 以上	8 ^尺 以上	3 ^尺 以上	5.5 ^尺 以上	
	動力伝達装置	4 ^尺 以上	6 ^尺 以上	5平方 ^尺 以上	4 ^尺 以上	6 ^尺 以上			
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
	緩衝装置								
連結装置	2.8 ^尺 以上	6.5 ^尺 以上	5平方 ^尺 以上	2.8 ^尺 以上	6.5 ^尺 以上				

小型自動車分解整備事業	四輪の小型自動車	原 動 機	4 ㍓以上	8 ㍓以上	8 平方㍓以上	4 ㍓以上	8 ㍓以上	3 ㍓以上	5.5 ㍓以上
		動力伝達装置	4 ㍓以上	6 ㍓以上	5 平方㍓以上	4 ㍓以上	6 ㍓以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
	連結装置	2.8 ㍓以上	6.5 ㍓以上	5 平方㍓以上	2.8 ㍓以上	6.5 ㍓以上			
	三輪の小型自動車	原 動 機	4 ㍓以上	8 ㍓以上	8 平方㍓以上	4 ㍓以上	8 ㍓以上	3 ㍓以上	5.5 ㍓以上
		動力伝達装置	4 ㍓以上	6 ㍓以上	5 平方㍓以上	4 ㍓以上	6 ㍓以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
	連結装置	2.8 ㍓以上	6.5 ㍓以上	5 平方㍓以上	2.8 ㍓以上	6.5 ㍓以上			
	二輪の小型自動車	原 動 機	3 ㍓以上	3.5 ㍓以上	4 平方㍓以上	3 ㍓以上	3.5 ㍓以上	2 ㍓以上	2.5 ㍓以上
動力伝達装置									
走行装置									
操縦装置									
制動装置									
緩衝装置									
連結装置									
軽自動車	原 動 機	3.5 ㍓以上	5 ㍓以上	6.5 平方㍓以上	3.5 ㍓以上	5 ㍓以上	2.5 ㍓以上	3.5 ㍓以上	
	動力伝達装置	3.5 ㍓以上	4.4 ㍓以上	4.5 平方㍓以上	3.5 ㍓以上	4.4 ㍓以上			
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
	緩衝装置								
連結装置	2.5 ㍓以上	4.7 ㍓以上	4.5 平方㍓以上	2.5 ㍓以上	4.7 ㍓以上				
軽自動車分解整備事業	原 動 機	3.5 ㍓以上	5 ㍓以上	6.5 平方㍓以上	3.5 ㍓以上	5 ㍓以上	2.5 ㍓以上	3.5 ㍓以上	
動力伝達装置	3.5 ㍓以上	4.4 ㍓以上	4.5 平方㍓以上	3.5 ㍓以上	4.4 ㍓以上				
走行装置									
操縦装置									
制動装置									
緩衝装置									
連結装置	2.5 ㍓以上	4.7 ㍓以上	4.5 平方㍓以上	2.5 ㍓以上	4.7 ㍓以上				

備考

2以上の種類の分解整備を行う事業場の屋内作業場及び車両置場の規模は、該当する分解整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

機械工具類に対する基準(その1)

[別添2]

別表第5(第57条関係)		対象とする装置の種類							備考
作業機械等		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	
作業機械	(1) プレス (2) エア・コンプレッサ (3) チェーン・ブロック (4) ジャッキ (5) パイス (6) 充電器								小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。
作業計器	(1) ノギス (2) トルク・レンチ								
点検計器及び点検装置	(1) サーキット・テスタ (2) 比重計 (3) コンプレッション・ゲージ (4) ハンディ・バキューム・ポンプ (5) エンジン・タコ・テスタ (6) タイミング・ライト (7) シックネス・ゲージ (8) ダイアル・ゲージ (9) トーイン・ゲージ (10) キャンバ・キャスト・ゲージ (11) ターニング・ラジラス・ゲージ (12) タイヤ・ゲージ (13) 検車装置 (14) 一酸化炭素測定器 (15) 炭化水素測定器								1 普通自動車分解整備事業で対象とする自動車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあつては、第9号から第12号までに掲げるものを除く。 2 小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車及び二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあつては、第9号から第11号までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあつては、第9号から第11号まで及び第13号に掲げるものを除く。 3 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、第6号、第14号及び第15号に掲げるものを、内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、第3号に掲げるものを除く。
工具	(1) ホイール・プーラ (2) ベアリング・レース・プーラ (3) グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ (4) 部品洗浄槽								小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号及び第2号に掲げるものを除く。

備考

印は、対象とする装置の種類に掲げる装置を取り外して分解整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。

機械工具類に対する基準(その2)

[別添3]

対象とする自動車(原動機) 作業機器等		カタピラの大型特殊自動車	三輪の小型自動車	二輪の小型自動車	その他の自動車	ガソリン、LPGの原動機	軽油の原動機
		作 業 機 械	(1) プレス (2) エア・コンプレッサ (3) チェーン・ブロック (4) ジャッキ (5) バイス (6) 充電器				
計作 器業	(1) ノギス (2) トルク・レンチ						
点 検 計 器 及 び 点 検 装 置	(1) サーキット・テスタ (2) 比重計 (3) コンプレッション・ゲージ (4) ハンディ・バキューム・ポンプ (5) エンジン・タコ・テスタ (6) タイミング・ライト (7) シックネス・ゲージ (8) ダイアル・ゲージ (9) トーイン・ゲージ (10) キャンバ・キャスト・ゲージ (11) ターニング・ラジラス・ゲージ (12) タイヤ・ゲージ (13) 検車装置 (14) 一酸化炭素測定器 (15) 炭化水素測定器						
工 具	(1) ホイール・プーラ (2) ベアリング・レース・プーラ (3) グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ (4) 部品洗浄槽						

備考

印は、対象とする自動車(原動機)のみを対象として分解整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。

機械器具類の標準的な機能(参考)

(別添4)

	工 具	標 準 的 な 機 能
作 業 機 械	(1) プレス	能力が2トン以上のもので、油圧式または手動式のもの
	(2) エア・コンプレッサ	出力180ワット以上の動力により空気圧5キログラム毎平方センチメートル以上の圧縮空気を作ることができるもので、15リットル以上のタンク付きのもの
	(3) チェーン・ブロック	対象とする自動車は小型自動車の場合は、つり上げ能力は500キログラム以上、その他の場合は、つり上げ能力1トン以上のもの
	(4) ジャッキ	ガレージジャッキ、エアリフト等であって、対象とする自動車は普通自動車(大型、中型、小型、乗用)または大型特殊自動車の場合は、押上能力5トン以上、その他の場合は、押上能力1トン以上のもの
	(5) パイス	口金75ミリメートル以上のもの
	(6) 充電器	急速充電器を含む
作 業 計 器	(1) ノギス	最大測定値150ミリメートル以上で、単位目盛りは副尺利用で0.05ミリメートル(1/20ミリメートル)以下のもの
	(2) トルク・レンチ	対象とする自動車のエンジンのクランク軸が分割式の場合は、シリンダ・ヘッド・ボルト及びクランク・ピン締付けナットの締め付けトルクの測定が可能なもの、その他の場合は、シリンダ・ヘッド・ボルト、コンロッド大端ボルト及びクランク軸軸受けの締め付けボルトの締め付けトルクの測定ができるもの
点 検 計 器 及 び 点 検 装 置	(1) サーキット・テスタ	
	(2) 比重計	蓄電池の電解液の比重測定用のもので、電解液吸出し用のスポイトの中に比重計が入っているもの、このスポイトは対象とする自動車の蓄電池電解液の容量に応じたもの
	(3) コンプレッション・ゲージ	対象とする自動車の原動機がガソリン・エンジンの場合はガソリンエンジン用、ディーゼル・エンジンの場合はディーゼルエンジン用のもの
	(4) ハンディ・バキューム・ポンプ	
	(5) エンジン・タコ・テスタ	
	(6) タイミング・ライト	
	(7) シックネス・ゲージ	リーフの長さ75ミリメートル以上で、リーフの種類が8以上組合わされたもの
	(8) ダイアル・ゲージ	足回りのガタ等が測定できるスタンド付きのもの
	(9) トーイン・ゲージ	スタンド式のものであって、対象とする自動車のトーインが測定できるもの
	(10) キャンバ・キャスト・ゲージ	
	(11) ターニング・ラジラス・ゲージ	
	(12) タイヤ・ゲージ	対象とする自動車のタイヤ空気圧が測定できるもの
	(13) 検車装置	ピット、検車台、オート・リフト、エア・リフト等であってガレージ・ジャッキは含まない
	(14) 一酸化炭素測定器	
	(15) 炭化水素測定器	
工 具	(1) ホイール・プーラ	
	(2) ベアリング・レース・プーラ	対象とする自動車のホイール・ベアリング・レースを抜くことができるもの
	(3) グリース・ガン又はシャシ・ルブリケーター	吐出圧100キログラム毎平方センチメートル以上のレバー式グリース・ガンまたはシャシ・ルブリケーター
	(4) 部品洗浄槽	対象自動車は二輪自動車の場合は、縦400ミリメートル、横500ミリメートル、深さ150ミリメートル以上の洗浄槽 その他の場合は縦500ミリメートル、横700ミリメートル、深さ150ミリメートル以上の洗浄槽で、いずれも台付きのものまたは自動車部品の洗浄装置